

蟹江町公衆無線LANサービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、来庁者及び施設利用者（以下「利用者」という。）の利便性の向上を図るため、蟹江町（以下「町」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用場所等)

第2条 無線LANの利用場所は次の各号に定める施設とする。

- (1) 蟹江町役場 蟹江町学戸三丁目1番地
- (2) 蟹江中央公民館 蟹江町学戸三丁目3番地

2 利用時間は、それぞれの施設における開庁又は開館等時間内とする。ただし、災害、イベントその他町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(無線LAN利用のための準備等)

第3条 無線LANの利用にあたり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) 無線LAN(Wi-Fi)機能を搭載し、Webブラウザが使用できるパーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末等
- (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源

2 無線LANを接続するSSIDは、「KANIE__FREE__Wi-Fi__2.4G(又は5G)」とする。

3 WEPキーについては、これを定めない。

4 無線LANへ接続する通信機器、ウイルスチェック等のセキュリティ対策など、必要な対策は、利用者が負担するものとする。

(利用料)

第4条 無線LANの利用料は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(規約の同意)

第5条 無線LANの利用者は、本規約に同意したものとする。

(利用者資格の停止又は取消し)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取消しすることができるものとする。

- (1) 次条に規定する禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほかこの規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と町長が判断した場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANを利用する場合において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 町又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 町又は第三者の不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 町又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 町又は第三者の保有する情報等を不正に収集又は開示する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪行為又はそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
- (12) 無線LANの利用のみを目的とし滞在する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反する恐れのある行為又は町長が不適切と判断する行為
(損害賠償)

第8条 前条で禁止している事項に該当する利用者の行為によって、町、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止と終了)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、何ら通知を行うことなく無線LANの運用を中止又は終了できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANの運用の中止又は終了により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、町は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 町は、無線LANに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び無線LANが中断なく稼動することを保証しないものとする。

- 2 町は、無線LANに不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負わないものとする。
- 3 無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報の内容等については、町は一切保証しないものとする。
- 4 第三者が提供する情報又は商品若しくはサービスにおいて、一切の責任は提供者に帰属するものとし、町は一切保証しないものとする
- 5 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、町は一切責任を負わないものとする。
- 6 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は終了、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。
- 7 町は、利用者が無線LANを利用しようとし、又は利用できなかったことに起因する一切の損害、トラブル、第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。
- 8 町は、無線LANの仕様に関する質問には一切回答しないものとする。

(本規約の変更)

第11条 町長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。